

令和8年度

# 周南市水素関連製品等研究開発事業補助金

## 公募要領

※この補助金は山口県が実施する令和8年度「水素先進県」実現加速化事業（部材開発等推進）補助金の交付決定を受けている事業者が申請の対象です。

# 周南市水素関連製品等研究開発事業補助金 (県補助金の交付決定を受けた場合)

## 1.目的

市内の中小・中堅企業者が水素関連製品等<sup>\*1</sup>の研究開発や試験評価等に要する経費に対して補助を行うことにより、地域における水素関連産業の育成及び企業の水素市場への参入を促進します。

(中小企業者の範囲)

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、及びその他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(中堅企業者の範囲)

中小企業者に該当しない者で、資本金10億円以下の法人格を有する企業をいう。ただし、みなし大企業<sup>\*2</sup>を除く。

\*1 水素関連製品等

水素(アンモニア、合成メタン、合成燃料等を含む。)の製造、貯蔵、輸送、供給及び利用に係る製品又はそれに関連する部品等をいう。

\*2 みなし大企業

- ・発行株式の総額又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行株式の総額又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねているものが役員総数の2分の1以上を占めている法人

## 2.概要

### (1) 補助対象者

(i) 単独で事業を行う場合(下記要件のいずれも満たすこと)

- ① 市内に事務所又は事業所を有する中小企業者及び中堅企業者であること。
- ② 当該年度の県補助金<sup>\*3</sup>の代表申請者として交付申請し、交付決定を受けていること。
- ③ 市税の滞納がない者
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(ii) 2社以上が共同で事業を行う場合(下記要件のいずれも満たすこと)

- ① (i)に該当する事業者が代表申請者であること
- ② 全ての事業者が、(i)③と④の事業者の要件を満たすこと。

\*3 県補助金

山口県が実施する令和8年度「水素先進県」実現加速化事業(部材開発等推進)補助金を指す。

## (2)補助対象事業

水素関連製品等にかかる研究開発や試験評価等

## (3)補助対象となる経費

県補助金の補助対象経費に準ずる

## (4)補助金の額

- 補助率：補助対象経費から県補助金の額の確定に係る通知書に記載された額を差し引いた額の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）
- 補助限度額：100万円

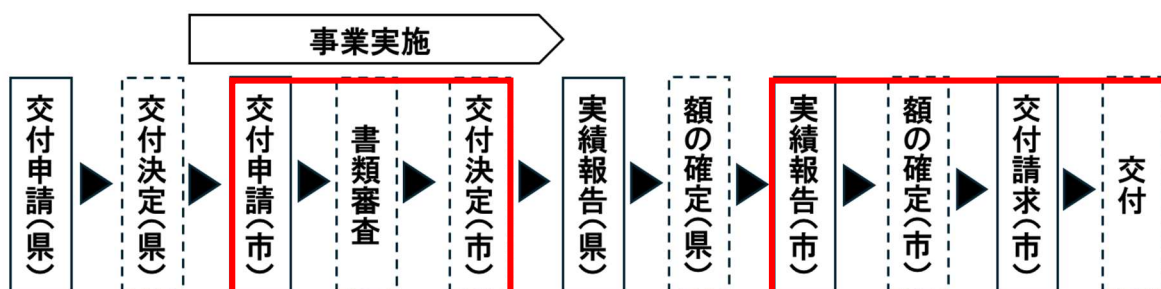
県補助金 (補助率：2/3、補助限度額：500万)	市補助金 (補助限度額：100万)	事業者負担
------------------------------	----------------------	-------

## (5)事業期間

県補助金の交付決定を受けた日から当該年度の2月末日まで

## 3.申請

### (1)申請のフロー



### (2)申請時の提出書類

- ・周南市水素関連製品等研究開発事業補助金交付申請書
- ・県補助金の交付決定通知書（写し）
- ・申請者の定款（定款がない場合にあつては、これに類するもの）
- ・申請者の直近の事業年度に係る決算報告書
- ・申請者の経歴が分かるパンフレット等
- ・市税の滞納がないことの証明書（申請書受付期間以降のもの）
- ・その他市長が必要と認める書類

### (3)事業の変更

交付の決定を受けた後に、事業内容等に変更が生じた場合は速やかに以下の書類をもって届出を行ってください。ただし、軽微な変更の場合、変更の申請をいただく必要はありません。

- ☐ 事業変更（中止・廃止）承認申請書
- ☐ 補助事業変更計画書

当該届出があった場合は、承認の可否を事業変更（中止・廃止）決定（却下）通知書により結果を通知します。

### (4)実績報告

補助対象事業の実績報告は、①事業が完了した日から起算して30日以内、②令和9年3月10日のいずれか早い日までに以下の書類で行ってください。

- ☐ 実績報告書
- ☐ 県補助金の実績報告に係る資料
- ☐ 県補助金の額の確定交付決定通知書（写し）

### (5)補助金の確定・請求

実績報告に基づき成果や事業費の審査を行い、補助金額を確定し周南市水素関連製品等研究開発事業補助金確定通知書により通知をします。

通知書を受領したら、速やかに周南市水素関連製品等研究開発事業補助金請求書により、補助金の請求をしてください。

## 4. 申請書の受付など

### (1) 申請書の配布・提出書類の受付場所

周南市産業振興部 商工振興課 コンビナート脱炭素推進室

所在地：〒745-8655 周南市岐山通 1-1

TEL：0834-22-8837 FAX：0834-22-8357 Mail：[shoko@city.shunan.lg.jp](mailto:shoko@city.shunan.lg.jp)

※ 申請書の様式は周南市ホームページからダウンロードも可能です。

URL：<http://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/32/67142.html>

※ 書類は、ご持参いただくか郵送にてご提出ください。

### (2) 申請書受付期間

県補助金の交付決定を受けた日から起算して2週間以内

※ 時間は8:30から17:15までです。

※ 土・日・祝日は除きます。